

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定居宅介護支援を提供する法人について

事業者名称	有限会社 杉村プランニング
代表者氏名	代表取締役 杉村 洋子
所在地 連絡先	〒703-8267 岡山市中区山崎 335-41 電話 086-276-2536 FAX 086-276-2536

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	在宅介護支援センタ ハイライフ
事業所番号	3370116760（岡山県知事指定事業所番号）
事業所所在地	〒703-8266 岡山市中区湊 335-3
連絡先 相談担当者名	電話 086-230-1670 FAX 086-230-1671 管理者 中桐 美香
事業所の通常の 事業の実施地域	岡山市中区及び岡山中央 石井・桑田・岡輝・福浜・光南台の中学校地域区

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	居宅介護支援の事業は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うことを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、利用者の意志及び人格を尊重し、提供されるサービスが特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立な居宅介護支援を行います。 ＝公正中立な支援について＝ 利用者の意志に基づいたサービスを受けていただくため、居宅サービス計画の作成にあたっては、担当の介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画立案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明をいつでも受けることができます。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月4日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 ※休日にかかわらず電話等により24時間連絡が可能な体制とします。

(4)事業所の職員体制

管理者	管理者 兼 介護支援専門員 中桐 美香
-----	---------------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名 介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 2 名

(5)居宅介護支援の内容について

居 宅 介 護 支 援 の 内 容
① 介護支援専門員は身分証明書を携行し、提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。 ② 要介護認定及び区分変更申請に関する必要な援助を行うとともに、認定調査等も行います。 ③ 居宅サービス計画の作成を行います。介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を終了した日から5年間保存します。 ④ 利用者の状況の把握を行い要介護状態の軽減・悪化の防止、予防となるようサービスを提供します。 ⑤ 利用者宅にてサービス実施状況のモニタリング（把握・評価）を行う際に、要件を満たした場合において、テレビ電話装置等を活用したオンラインでモニタリングを行うことができます。 ⑥ 居宅サービス事業者や主治医等の医療関係者と情報共有や連絡調整を行います。 ⑦ 給付管理を作成し、岡山県国民健康保険団体連合会へ提出しサービスをチェックします。

(6)利用料及び加算について

要介護認定を受け介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。

全額介護保険により負担されます。

6 区分・要介護度			基本単位	利用料
居宅介護支援費（一）	(i)介護支援専門員1人当りの利用者数が40未満 又は40以上である場合においての、40未満の部分	要介護1・2	1086	11,088 円
		要介護3・4・5	1411	14,406 円
	(ii)介護支援専門員1人当りの利用者数が40以上 である場合においての、40以上60未満の部分	要介護1・2	544	5,554 円
		要介護3・4・5	704	7,187 円
	(iii)介護支援専門員1人当りの利用者数が40以上 である場合においての、60以上の部分	要介護1・2	326	3,328 円
		要介護3・4・5	422	4,308 円
居宅介護支援費（二）	(i)介護支援専門員1人当りの利用者数が45未満 又は45以上である場合においての、45未満の部分	要介護1・2	1086	11,088 円
		要介護3・4・5	1411	14,406 円
	(ii)介護支援専門員1人当りの利用者数が45以上 である場合においての、45以上60未満の部分	要介護1・2	527	5,380 円
		要介護3・4・5	683	6,973 円
	(iii)介護支援専門員1人当りの利用者数が45以上 である場合においての、60以上の部分	要介護1・2	316	3,226 円
		要介護3・4・5	410	4,186 円

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また、2ヵ月以上継続して該当する場合には算定しません。

【 加算料金 】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	算定回数等
初回加算 ※1	300	3,063 円	1 月につき
特定事業所加算（Ⅰ） ※2	519	5,298 円	1 月につき
特定事業所加算（Ⅱ）	421	4,298 円	
特定事業所加算（Ⅲ）	323	3,297 円	
特定事業所加算（A）	114	1,163 円	
入院時情報連携加算（Ⅰ）※3	250	2,552 円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに必要な情報提供を行った場合（1 月につき）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	2,042 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報提供を行った場合（1 月につき）
退院・退所加算（Ⅰ）イ ※4	450	4,594 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	6,126 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	6,126 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けた場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	7,657 円	病院職員等から必要な情報の提供を 2 回受けており、内 1 回以上はカンファレンスによる場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
退院・退所加算（Ⅲ）	900	9,189 円	病院職員等から必要な情報の提供を 3 回以上受けており、内 1 回以上はカンファレンスによる場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
通院時情報連携加算 ※5	50	510 円	利用者 1 人につき 1 月に 1 回が限度
緊急時等居宅カンファレンス加算 ※6	200	2,042 円	1 月につき（2 回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算 ※7	400	4,084 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅の訪問を行った場合

※利用料は、地域区分別の評価（7 級地 10. 21 円）を含んでいます。

（7）その他費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、次の額とする。 一通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10km 未満 50 円 二通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10km 以上 10 円/km
-----	---

3 医療機関に入院する場合のお願い

入院先医療機関と情報共有することで、入院時の速やかな治療や退院時に円滑な在宅生活への移行支援に繋がりますのでご協力をお願いします。

5つのお願い	① 病院へ「保険証、お薬手帳、介護保険証」を持参して下さい。 ② 入院された場合、当日もしくは翌日までには連絡ください。あらかじめ入院が決まっている場合には、事前にお知らせください。 ③ 病院へ「担当ケアマネジャー」がいることをお知らせください。 ④ 病院から病状や退院目処の説明があれば、教えて下さい。 ⑤ 退院のお話がありましたら、病院から担当ケアマネジャーにもお知らせくださいますよう、お伝えください。
--------	---

4 介護サービス情報の公表

情報の公表	事業所の運営規定、重要事項、介護支援専門員の勤務体制等の概要を提供し、利用者又はその代理人が利用を選択するための資料として活用できるように情報を公表します。
-------	--

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

虐待防止に関する担当者	片岡 扶美
-------------	-------

(2) 利用者等の人権の擁護・虐待防止のための指針の整備をしています。

(3) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6 身体拘束に関する事項について

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。

(2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7 感染症予防とまん延防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます

(1) 感染防止に関する担当者を選定し、感染防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

感染防止に関する担当者	中桐 美香
-------------	-------

(2) 事業所における感染症の予防又はまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業員に対して、感染症の予防又はまん延防止のための研修を実施します。

8 ハラスメント対策について

ハラスメントと判断された場合には、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を行うとともに、利用契約の解約等の措置も講じます。

(1) 事業所内及び訪問先・利用者宅等において行われる優越的な関係を背景とした行動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記行為は許容しません。

① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為

② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族・関係者等が対象となります。

(2) ハラスメント防止のための指針を整備するとともに、状況に応じた取り組みを行っていきます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

個人情報の取り扱いについて	ケアプラン業務では、病院・主治医・サービス提供事業者との情報共有や担当者会議等において利用者及びご家族等の個人情報を利用します。個人情報の保護については、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た個人情報の取り扱いについては利用目的以外には原則行わないものとします。
---------------	---

10 事故発生時の対応と損害賠償について

対応	利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。市町村への連絡も行いその原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
----	---

重要事項説明年月日 年 月 日

以上、在宅介護支援センタ ハイライフ 重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	岡山市中区山崎 335-41
	法人名	有限会社 杉村プランニング
	代表者名	代表取締役 杉村 洋子
	所在地	岡山市中区湊 335-3
	事業所名	在宅介護支援センタ ハイライフ
	説明者氏名	

重要事項の説明を受け内容について同意し、サービス利用を開始することに同意します。
個人情報の取り扱いと利用についても理解し同意します。
重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	
家族 又は 代理人	住所	
	氏名	

(続柄)

私は、利用者の意思を確認した上で、署名を代行しました。

署名代行	住所	
	氏名	

(続柄)

この規定は、令和4年9月1日から施行する。
(改正) 令和6年4月1日から施行する。

< 加算料金についての説明 >

- ※1 初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定します。
- ※2 特定事業所加算は、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を行っている事業所に認められる加算です。
- ※3 入院時情報提供連携加算は、利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※4 退院・退所加算は、病院・介護保険施設等に入院、入所していた利用者が退院又は退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合に、当事業所の介護支援専門員が当該病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画の作成及びサービスの調整を行った場合に算定します。情報提供の回数・方法により算定区分が異なります。
- ※5 通院時情報連携加算は、利用者が病院又は診療所で医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して必要な情報提供を行うとともに、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定します。
- ※6 緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合に算定します。
- ※7 ターミナルケアマネジメント加算は、医師の医学的知見に基づき自宅で終末期の医療を行う際に利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況、環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業者へ情報提供するなどの適切な支援を行った場合に算定します。